七　説明会の開催又は事前周知措置の実施に関する事項

八　［略］

2　［略］

（重要な事項）

第八条の二　法第十条第一項の経済産業省令で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。

一　認定事業者の変更

二　認定事業者の密接関係者の変更

三　認定発電設備の設置の場所の変更

四　認定発電設備の出力を、法第九条第四項の認定を受けた日又は説明会若しくは事前周知措置（複数回開催又は実施された場合にあっては、その開催又は実施の日が最も遅いもの。次号において同じ。）の日のうちいずれか遅い日から二十パーセント以上又は五十キロワット以上増加させる変更

五　認定発電設備が太陽光発電設備である場合にあっては、当該認定発電設備に係る太陽電池の合計出力を、法第九条第四項の認定を受けた日又は説明会若しくは事前周知措置の日のうちいずれか遅い日から二十パーセント以上又は五十キロワット以上増加させる変更

六　第四条の二の二に定める要件に新たに該当することとなる認定発電設備の変更（次号の場合を除く。）

七　第四条の二の三第一項第一号の場合に新たに該当することとなる認定発電設備の変更（変更後の認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業が第四条の二の二に定める要件に該当する場合に限る。）

（軽微な変更）

第九条　法第十条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更（認定発電設備に係る調達期間が終了するまでの間の変更に限る。）以外の変更とする。

一・一の二　［略］

一の三　認定事業者の密接関係者の変更

二～十五　［略］

［新設］

七　［略］

2　［略］

［新設］

（軽微な変更）

第九条　法第十条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更（認定発電設備に係る調達期間が終了するまでの間の変更に限る。）以外の変更とする。

一・一の二　［略］

［新設］

二～十五　［略］

十五の二　認定発電設備が太陽光発電設備であって、法第十五条の十二第一項に規定する積立対象区分等に該当する場合にあっては、解体等積立金の積立方法の変更

十六～十九　［略］

2　［略］

（再生可能エネルギー発電設備の増設等に係る基準価格又は調達価格の適用の特例）

第十条の二　法第十条の二第一項の経済産業省令で定める増設等は、太陽光発電設備の太陽電池の合計出力を増加させるもの（当該設備の出力が十キロワット未満の場合又は当該設備の出力を増加させる場合を除く。）であって、当該増加が三キロワット以上であるもの又は当該合計出力を三パーセント以上増加させるものとする。

2　法第十条の二第二項の経済産業省令で定める方法は、経済産業大臣が別に告示するところにより増設等に係る部分に適用する基準価格又は調達価格に当該部分に係る太陽電池の合計出力の値を乗じた額に、それ以外の部分に係る基準価格又は調達価格に当該部分に係る太陽電池の合計出力の値を乗じた額を加え、その加えて得た額を増設等に係る部分及びそれ以外の部分に係る太陽電池の合計出力の値で除す方法とする。

（再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとの失効までの期間）

第十三条の二　法第十四条第二号の経済産業省令で定める期間は、次のとおりとする。

一　認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業が太陽光発電設備を用いて行われるものであるときは、次に掲げる期間

イ　［略］

ロ　出力が十キロワット以上のものであって、認定を受けた日から起算して四年後の日（当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価法第二条第四項に規定する対象事業に係

十五の二　認定発電設備が太陽光発電設備であって、法第十五条の六第一項に規定する積立対象区分等に該当する場合にあっては、解体等積立金の積立方法の変更

十六～十九　［略］

2　［略］

［新設］

（再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとの失効までの期間）

第十三条の二　法第十四条第二号の経済産業省令で定める期間は、次のとおりとする。

一　認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業が太陽光発電設備を用いて行われるものであるときは、次に掲げる期間

イ　［略］

ロ　出力が十キロワット以上のものであって、認定を受けた日から起算して四年後の日（当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第